

調整給付額算出方法

【不足額給付Ⅰの場合】

①所得税分

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ 3 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和 6 年分所得税額} \\ (\text{定額減税前}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①所得税分控除不足額} \\ (0 \text{ 円未満の場合は } 0 \text{ 円}) \\ \hline \end{array}$$

※扶養親族数は令和 6 年 12 月 31 日時点

②住民税分

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ 1 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和 6 年度個人住民税額} \\ (\text{定額減税前}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{②住民税分控除不足額} \\ (0 \text{ 円未満の場合は } 0 \text{ 円}) \\ \hline \end{array}$$

※扶養親族数は令和 5 年 12 月 31 日時点

③不足額給付額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{①所得税分} + \text{②住民税分} \\ (1 \text{ 万円単位で切り上げ}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和 6 年度調整給付額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{③不足額給付} \\ \hline \end{array}$$

【不足額給付Ⅱの場合】

原則 4 万円（所得税分 3 万円 住民税分 1 万円）

※令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住者であった場合には 3 万円（住民税分 1 万円は非該当）

給付金支払時期

8 月中の支払いを予定

- 不足額給付金に該当する方には、八峰町より「物価高騰対策支援給付金関係書在中」と記載した封書を発送いたします。令和 6 年度に八峰町から定額減税補足給付金（当初調整給付）を受給している方、またはマイナンバーカードの公金受取口座を登録している方について、ご登録されている口座にお振り込み致します。口座が不明な方等については、確認書類を同封し期限までに返送して頂くことになります。
- 本給付金は、「物価高騰対応支援給付金に係る差押禁止等に関する法律」により差押禁止および非課税所得となります。
- 給付金をかたる不審な電話や、内閣府をかたったメールやサイト等にご注意ください。

■問合せ先 企画政策課 ☎76-4603



たむら歯科

院長 田村 誠

〒018-2673 八峰町八森字中家後4番6

TEL: 0185-74-6788

診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
9:00~12:30	○	○	○	○	○	○ 12:00まで	休
14:30~18:00	○	○	○	○	○	休	休

◎お口の健康チェックしませんか？
予約制です。お電話ください。

令和 7 年度定額減税補足給付金（不足額給付）の 支給について

制度概要

令和 6 年度に実施した「定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（当初調整給付）」は、物価高の影響に対して迅速に対応するため令和 5 年分の所得情報を基に給付額が算定されました。不足額給付は定額減税の対象となる令和 6 年分の所得が年末調整や確定申告により確定したことで、当初調整給付額に不足が生じた方に対し、令和 7 年度に給付金を支給するものです。

支給対象者

令和 7 年 1 月 1 日時点で八峰町にお住まいで、次の「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」の要件を満たす方。

※ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

【不足額給付Ⅰ】

当初調整給付の算定に際し、令和 5 年分の所得税を用いて算定したことにより、令和 6 年分の所得税および定額減税の実績額等が確定したため、本来給付すべき確定額と、当初調整給付額との間に差額が生じた方。

不足額給付Ⅰ の該当する方の例

該 当 例	不足額給付額算定時の状況
R 6 年中に退職、転職した (所得減少)	令和 5 年分の所得に比べ、令和 6 年分の所得が減少したため、調整給付金に不足が生じた方
R 6 年中に子供が生まれた (扶養親族の増)	扶養親族が令和 6 年中に増えたことにより、所得税分の定額減税可能額が増えた方
R 6 年度個人住民税 (R 5 年分所得) の修正申告	当初調整給付金算定後に修正申告したことにより、令和 6 年度個人住民税所得割額が減少し、調整給付に不足が生じた方
R 6 年度新入社員など	学生や無職により令和 5 年中に所得が発生しておらず、令和 6 年に就業などにより所得税が発生した方

【不足額給付Ⅱ】

下記の 3 つを全て満たす方

1. 令和 6 年分所得税および令和 6 年度住民税所得割の定額減税前税額が 0 円の方
2. 税制度上、扶養親族対象外の方（事業専従者や合計所得額が 48 万を超える方）
3. 低所得世帯向け給付金を受けていない世帯主・世帯員（令和 5 年度住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯への給付金および令和 6 年度新たに住民税非課税・均等割のみ課税となる世帯への給付金）